

# 令和4年度岡山市立福南中学校 部活動ガイドライン（活動方針）

## I 本校が目指す部活動

- 1 部活動を通じて、傷害にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや文化・科学に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。

## II 部活動の意義

- 1 部活動を実施するにあたり、本校の教育目標である「心豊かでたくましい人間の育成」の実現に向け、以下のことに留意する。

- 学級や学年を離れた集団の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合うことができる。
- 共通の目標に向かって努力することができる。
- 自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- 生涯にわたってスポーツや文化・科学に親しむ能力や態度を育てることができる。
- 仲間とともに自主的・自発的に活動できる。
- 体力の向上と健康の保持増進を図ることができる。

## III 部活動の運営について

- 1 適切な運営を行うため、以下のように体制を整備する。

- 部活動に係る活動方針（ガイドライン）を作成し、学校ホームページで公開する。
- 活動計画を作成し、文書等で配布する。
- 生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、適正な数の部活動を設置する。
- 活動計画等の確認により各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度としないようにする。
- 大会や練習試合等への参加については、日程等を十分に考慮し、過度な負担にならないようにする。

- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動に推進のために、以下のように取り組む。

- 体罰やハラスメントの行使は、生徒の人間としての尊厳を否定するものであり、すべての指導者が、体罰は絶対に認められないもので根絶すべきものであると再認識し、セクハラ行為の禁止はもちろん指導中の言動や態度にも十分注意する。
- トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、過度の練習がスポーツ障害のリスクを高めることや運動能力の向上につながらないこと等を理解する。生徒とコミュニケーションを十分に図り、それぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの導入等により、休養を取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

- 生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。
- 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が燃え尽き症候群等になることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### 3 休養日等を以下のように設定する。

- 週あたり2日以上休養日を設ける。ただし、平日は少なくとも1日、週末の土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日（長期休業期間中及び週末を含む）は3時間程度とする。ただし、大会等への参加などによりやむを得ず土曜日や日曜日に活動した場合は、必ず代替休養日を確保する。

この場合の活動時間とは、運動部においては大会会場への移動、準備、片付け、ミーティング、練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない。文化部においては大会会場への移動、準備、片付け、ミーティング、大会等の発表間の休憩、見学等は含まない。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、閉庁日3日間、年末年始の休日を含み1週間程度の連続した休養期間を年に2回設けることとする。
- 始業前の活動については1日の活動時間を含む。

### 4 安全管理と事故防止について、以下のように留意する。

- 校長及び部活動顧問は活動における安全管理について指導監督体制を整備し、生徒が常に安全に活動できるよう事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内での研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。
- 気候についての環境が悪化する中で、学校管理下の活動、とりわけ夏季の部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務となっている。暑さ指数等を参考に学校の置かれている環境や生徒の実態に応じた防止策等により、生徒の安全確保の徹底を図る。

### 5 その他

- 本校では、学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握するとともに、週末等に開催される様々な大会・コンクールへの参加を精査することで、生徒や保護者、部活動顧問の過度な負担にならないようにする。
- 本ガイドラインは岡山市教育委員会が策定した「岡山市部活動ガイドライン(改訂版)」を受けて策定したものであり、ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン(改訂版)」に準じるものとする。